

宴会システムとDX

(株)ユニコーン 技術統括プロジェクトマネジャー 馬場 基晴

ー昨年、DXという言葉が話題になった。

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること(経済産業省「DX推進ガイドライン」より)

政府も昨年3月にデジタル庁を発足し、その中でこのDXを推進することを表明しており、官民間問わずデジタル化が進む中で宴会システムの在りようについて考察していきたい。



馬場 基晴 (ばば・もとほる)
 (株)ユニコーン 技術統括プロジェクトマネジャー

(株)ユニコーンに入社後、婚礼・宴会業務支援システム製品の企画・開発・導入に長年携わり、現在は、技術動向を見据えたパッケージ製品の技術統括、開発責任者として活躍。



上記DXの定義にもあるように業務のデジタル化はあくまでも手段であり業務の効率化やサービスの品質向上等が目的である。

宴会システムでは基本機能として予約管理・顧客管理・見積・受発注業務・精算処理の管理や、業務に伴うレポート出力・データ分析などを行っており、製品によっては営業支援システムや、打合せ支援システム、経理財務システムなどを含むこともあるが、いずれのシステムにせよ宴会業務のすべてを網羅しているわけではない。宴会業務を体系的にシステム化するためには単一システムですべての業務をカバーするのではなく、各種システムを組み合わせるそれぞれの得手不得手を補う方向が一般的であり、そのためにはシステム間でのデータ連携が重要となってきている。

例として、経理システムへのデータ連動、取引先企業とのオンライン受発注、顧客向けにはWebによる打ち合わせ支援、購買システムへのデータ連携などがあり、システム間の連携が中心であるが、中間システムを導入するベンダーにインターフェイスプログラムを開発してもらうなどの手法や、連携モジュールを内製化する動きとして自社開発や、Webサービスを利用した連携手法や、RPA(ロボティックプロセスオートメーション)ツールによりユーザー側で作業を自動化するケースも見受けられる。



それぞれの企業の考え方において、ベンダー中心のDXへの取り組みや、内製化で差別化したDXへの取り組みなど、模索しているようである。

また、最近では自社にあったサーバーをクラウドに移行することでサーバーの維持管理コスト軽減を図る傾向が顕著になってきている。中でも社内に置かれていたサーバーをそのままに近い形でクラウド上に移せるPaaS(Platform as a Service)と呼ばれる形態で利用されるケースが多い。PaaS式のサービスとして代表的なものとして

- ・AWS (Amazon Web Service)
 - ・Microsoft Azure
 - ・GCP (Google Cloud Platform)
- 等がある。

いずれにしても様々な製品や、サービスが提供されている現状においては、より良いサービスを取り入れて各企業にあった使い方をしていく事が大事である。

また今年は新たな制度や、法改正もありそれらについても見ていきたいと思う。

電子帳簿保存法の改正

「改正電子帳簿保存法」も今年1月より施行されました。宴会システムとしては今回の改正のうち「電子取引情報の書面保存廃止」が影響する可能性があります。(二年間の猶予が設けられているため、来年末までに対応すればよい)

対象となるのは「申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報にかかる電磁的記録」とされており

具体的には
 ・お客様へ請求書を送る際に紙面による請求書を省き電子メールでPDF等の請求書を送るのみの場合

・パートナー企業への発注を電子メールもしくはWeb発注システムで行っている場合
 といったケースが該当すると考えられます。

紙の請求書・紙の発注書を主体に据えて補助的に電子データを使う運用であれば、特に問題になることはないが、発注業務の効率化として発注書を電子メールで送信したり、Web受発注システムを導入した事例を弊社でも見聞きしている。

またコロナ禍によって打合せのオンライン化が進んでいることもあり、請求書送付の電子化なども検討されることもありうるが、こういったケースではデータが改ざんされていないことを保証し、後からデータに修正を加える必要がある場合はその履歴を追跡できることが求められるなど、厳格な電子データの管理が要求されることに留意する必要がある。

インボイス制度

2023年10月のインボイス制度施行に伴い、適格請求書発行事業者の登録が昨年10月より始まった。

適格請求書の発行にはこの事業者登録を受け、登録番号を請求書に記載する必要がある。2019年のIR年鑑に寄稿した際には「インボイス制度に適合するためには商品の金額表記を税込金額に統一する必要がある」と記載していた(図1)。

これは消費税の端数処理に関する記載を最大限安全側に倒した解釈であったが、実際には税込商品と税別商品を混在させることは可能というのが国税庁の見解である。

(消費税総額表示方式) 請求明細書

〇〇(株) 御中 〇〇ホテル
 2022年2月22日 登録番号 (T12345)

S	C	品名	単価	数量	金額	備考
C		会食プラン	15,000	20	300,000	
S	C	追加お飲み物一式	8,800	1	8,800	
		サービス料(5×10%)			880	
		合計			309,680	

	対象金額	消費税
消費税10%対象計	309,680	28,152
消費税8%対象計	0	0

図1

(内税・内税混在方式) 請求明細書

〇〇(株) 御中 〇〇ホテル
 2022年2月22日 (T12345)

S	C	品名	単価	数量	金額	備考
		会食プラン(税込)	15,000	20	300,000	
S	C	追加お飲み物一式	8,800	1	8,800	
		サービス料(5×10%)			880	
		消費税(10%)(外税分のみの消費税(表記上必要))			880	
		合計			309,680	

	対象金額	消費税
消費税10%対象計	309,680	28,152
消費税8%対象計	0	0

図2

ただし、内税と外税を混在させた場合、請求書には「外税分のみの消費税額」と「内税分を含めた総額の消費税額」という2つの消費税額を併記する必要がある混乱を招きがちであること(図2)、また消費税総額表示の主旨である「消費者が支払総額をわかりやすいようにする」を考慮すると税込表記で統一するのが望ましいと考えられる。

最後に

2年に渡ったコロナ禍は収束の兆しが見えたところでのデルタ株、そして今度こそ大丈夫かと思われたところへのオミクロン株と先行きが不透明な状況が続いている。一刻も早く終息し、旅行・レストラン・宴会の需要が回復しホテル業界にも活気が戻ることを願うばかりである。